

2020年7月31日

ツルハホールディングス健康保険組合
ご加入者 各位

ツルハホールディングス健康保険組合

令和2年7月豪雨に伴う災害の支援措置について

令和2年7月豪雨の影響により被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。
被災された方の被保険者証及び医療機関窓口での一部負担金等の取扱いにつきましては、
下記のとおり取り扱いをいたします。

記

1. 被保険者証等について

令和2年7月豪雨の影響により被災され、被保険者証等を紛失・消失又は避難されていることで、保険医療機関に被保険者証等を提示できない場合には、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し出る事により、受診できる取扱いが国からの通達により講じられております。

2. 被保険者証等の再交付について

令和2年7月豪雨の影響により被災され、災害救助法適用市町村に現住所があるツルハホールディングス健康保険組合の加入者の方で、被保険者証等を紛失された方は「被保険者証再交付申請書」を各事業所経由でご提出ください。

3. 一部負担金等の免除対象者について

- (1) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法適用市町村に住所を有するツルハホールディングス健康保険組合の被保険者又は被扶養者であること。

* 災害救助法適用地域の詳細および最新情報は、内閣府ホームページ（防災のページ）でご確認をお願いいたします。

(2) 令和 2 年 7 月豪雨により、次のいずれかに該当した方であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明な方

(3) 取扱いの期間

診療、調剤及び訪問看護分の一部負担金等について、令和 2 年 7 月 28 日から令和 2 年 10 月 31 日まで免除いたします。

※ 病院や薬局で支払った額のうち、免除の対象となるのは一部負担金、訪問介護療養費にかかると一部負担相当額です。

差額ベッド代など、保険外の費用は免除の対象となりません。

なお、入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージやはり灸などはお支払いいただく必要があります、免除の対象となりません。

(4) 一部負担金免除等証明書の交付について

一部負担金等免除を希望される方は、ツルハホールディングス健康保険組合までご連絡ください。

(一部負担金等免除証明書の申請には、罹災証明書の写しが必要です。)

※ 既に免除の対象となる一部負担金等を支払ってしまった場合は、ツルハホールディングス健康保険組合までご連絡ください。

(問合せ先)

ツルハホールディングス健康保険組合 TEL 011-787-3011
携 帯 080-5835-9939
080-5835-9940

以上